

学校防災マニュアル

令和6年度

富山県立砺波高等学校

〒939-1385 富山県砺波市東幸町3番36号

TEL:0763-32-2447 FAX:0763-32-2955

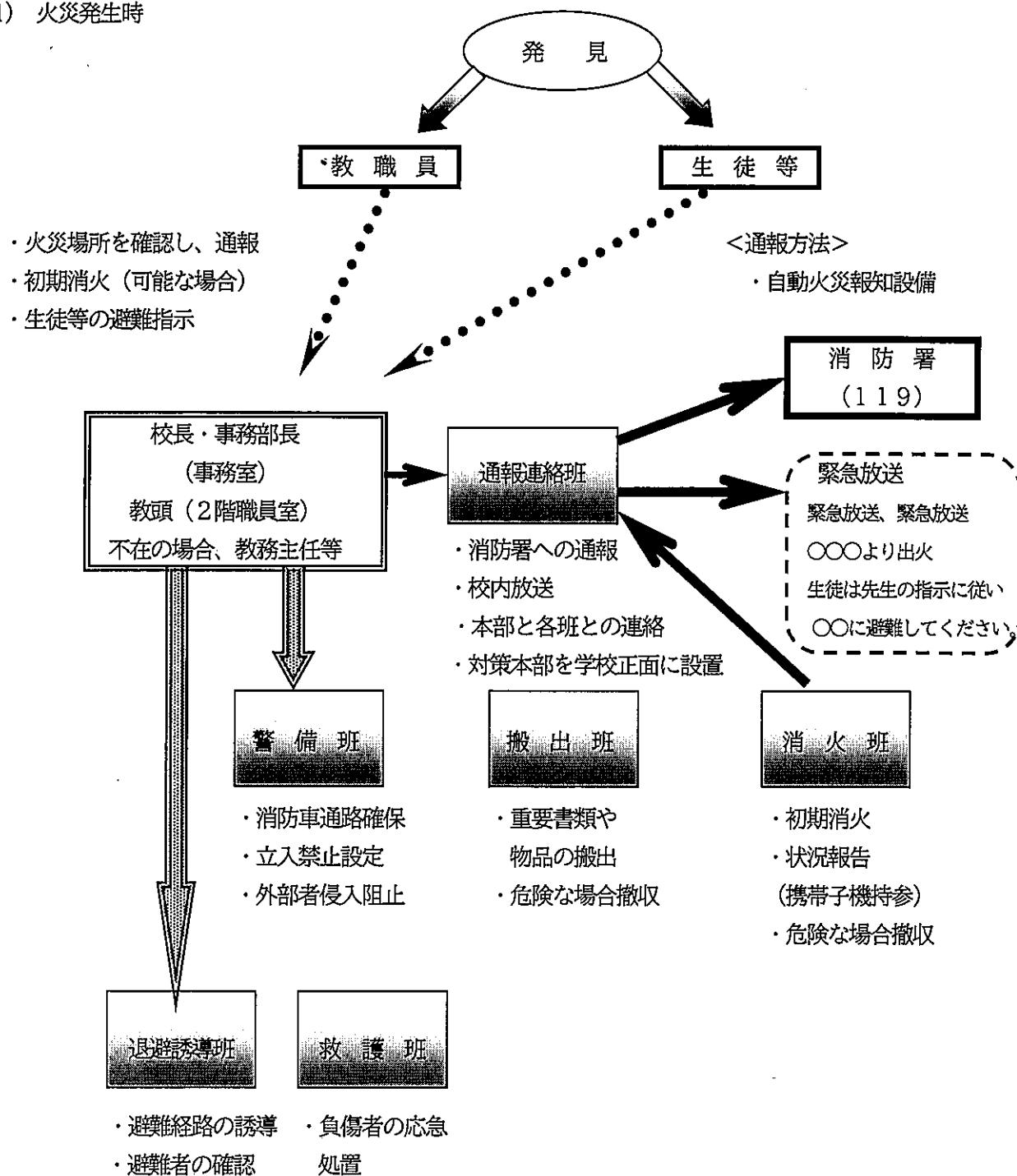
目 次

1 火災発生対応マニュアル	2~4
2 地震災害対応マニュアル	5~12
3 事故発生時の対応マニュアル	13~16
4 不審者への対応マニュアル	17~20
5 洪水警報発令に係る対応マニュアル	21
6 野生動物被害（クマ等）対応マニュアル	21
7 Jアラート等を通じた緊急情報発信時の対応	22, 23
8 砧波市防災計画での本校の位置づけと避難所協力	24~26
9 緊急通報・緊急連絡先	27
10 学校施設の避難所開放区域	28, 29
11 資料	
・生徒引渡し・緊急時連絡カード	
・避難者名簿	
・避難者世帯票	
・避難所開設状況報告書	

1 火災発生対応マニュアル

1. 生徒在校中に学校火災が起きた場合の対応

(1) 火災発生時



(2) 火災発生時の役割分担

校長・教頭（事務部長）	陣頭指揮	総務部長	防火扉班長
生徒指導主事	警備班長	養護教諭	救護班担当
教務主任	通報連絡班長	教務部副部長	搬出班長
進路指導主事	退避誘導班長	事務部	消防車誘導
学年主任	退避誘導班担当		
特活部長	消火班長		
保健主事	救護班長		

(3) 火災消火直後の役割分担

校長・教頭（事務部長）	消防署、警察署、報道機関への対応 教育委員会への報告
教務主任	校内放送による指示、生徒の状況把握
進路指導主事	生徒の状況確認、負傷生徒や精神不安定生徒の保護者への連絡と引き渡し
学年主任・担任	現場保持、被害状況確認・事件経過報告書の作成
生徒指導主事・生徒指導部	P T A、同窓会の関係者への連絡と電話対応
総務部長	負傷生徒や精神不安定生徒への対処 医療機関との連絡調整
保健主事・養護教諭	生徒の対応、現場保持
上記以外の教員	外部から電話対応、電話対応の記録
事務職員等	

(4) 消火後の対応

- ・学校の被害状況を把握し、授業開始に必要なことを検討する。
- ・管理職は近隣の住民を訪問し、経緯説明をして必要な事項の確認をする。
- ・速やかに教育委員会と協議のうえ、授業再開の方策を決定する。
- ・保護者会を開き、火災発生の経緯やその後の授業再開に向けた学校の方針を示す。
- ・管理職や学年で被害生徒等の家庭訪問や保護者との連絡を密にし、生徒及び保護者の心のケアへの対策を検討する。
- ・防災委員会を招集し、事件の総括と今後とるべき内容について検討し、実施に移す。

2 休日時に学校火災が起きた場合の対応

(1) 火災発生時

- ・火災報知器が作動した場合（事務室の表示盤番号点滅）

火災確認

- ① 音響停止にスイッチを切り替える。（事務室内のみ音響停止）
- ② 日直は現場へ急行し、火災かどうか確認する。
- ③ 火災が確認できたら、事務室の非常用放送設備の「火災」ボタンを押す。

避難指示

- ④ 非常用放送設備のマイクをとり、「一斉」ボタンを押し、火災場所と避難指示を出す。避難場所は学校正面広場かグラウンドにする。

通報召集

- ⑤ 消防署より確認の電話があり、状況を説明する。
- ⑥ 校長（もしくは教頭・事務部長）へ連絡する。第二教頭・事務部長は学校へ急行し、第一教頭は緊急連絡網により、全職員を非常召集する。

誘導

- ⑦ 日直は生徒の校舎外への避難誘導を行う。取り残されている生徒の有無を調べる。学校内に複数の職員がいる場合、誘導はその職員にまかせ、学校正面にて、消防隊の到着後の対応にあたる。

避難確認

- ⑧ 消防隊到着後、さらに避難生徒よりできる限り、生徒の避難状況を確認し、避難できていない生徒があれば消防隊に連絡する。

救護活動

- ⑨ 負傷者の状況を確認し、出来る範囲で応急処置を行う。また、救急車の必要性があれば要請する。

・巡回中に発見した場合

- ① 自動火災報知器のボタンを押す。
- ② 事務室にもどり、上記の手順通り行う。

(2) 職員到着後の役割分担

1 (3)の火災消火直後の役割分担と同様

(3) 消火後の対応

1 (4)と同様に行う。

2 地震災害対応マニュアル

1 生徒在校中に地震が発生した場合の対応

(1) 地震発生時

安全確保

- ①授業担当者は、生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるか頭に椅子をかぶり、低い姿勢で落下物から身を守るように指示する。授業担当者も頭を保護する。
- ②出入り口を開放するなど避難口を確保する。

火気始末

- ③特別教室等で火気を使用中の場合は、直ちに消火しガスの元栓を閉じる。

情報収集

- ④揺れが収まったら、救護活動や避難の円滑な実施のため、迅速な情報収集を行う。

【授業担当者】

- ・生徒の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性（教室及び教室近辺の被害状況、転倒・落下の可能性がある物等）を確認する。
- ・生徒の不安を増大させないよう、原則としてその場を離れない。

【授業のない教職員】

- ・各学年で分担して各教室に急行し、授業担当者から生徒の状況を聞き取る。また、避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。
- ・必要に応じて、保健主事・養護教諭は負傷生徒の応急処置に当たる。

【管理職】

- ・状況を正確に把握し、負傷者の救護や避難の実施方法等を決定する。
- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況等を把握する。
- ・学校の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「学校防災本部」を設置する。

避難指示及び誘導

- ⑤情報を分析し、必要があれば避難をする。

【管理職】

- ・揺れが収まり、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等を通じて避難の指示を行う。

【授業のない教職員】

- ・避難経路、避難場所において避難の誘導と安全確保に努める。
- ・校内放送が使用できない場合は、各教室に避難指示を伝える。ハンドマイクを用いてグラウンド側から伝えることも有効であるが、必ず指示伝達の確認を行う。

【授業担当者】

- ・指示により避難を開始する。その際、走らないこと、話をしないことなど落ち着いて行動するよう指導する。また、出席簿をもって避難する。

避難場所での対応

- ⑥管理職は教職員を召集した上、自衛消防隊の編制により各班の活動を安全第一に行う。
- ⑦連絡通報班は本部役員と合流し、災害本部を設置する。電源を確保し、情報収集できる機器（ラジオ等）や放送機器を設置する。必要なことは本部の指示により隨時放送したり、救急車・消防車等の出動を要請する。
- ⑧退避誘導班は名簿による人員確認、負傷者の状況確認を行い、本部（生徒指導主事等）に報告する。本部役員（生徒指導主事）は報告を集約し、管理職に報告する。
- ⑨防火扉班は、避難場所の安全確保をする。危険箇所（落下物、障害物等）には通行できないことを示す。また、周辺住民が避難してくることも想定しておくこと。
- ⑩救護班を負傷者の応急処置に当たる。また、生徒や教職員の負傷の程度によっては速やかに救急車の要請が必要な場合、本部に報告する。
- ⑪管理職は学校内に閉じ込められるなど、緊急に人命救助を必要とするとき、警備班に救出を指示する。警備班は二次災害（火災、爆発、倒壊など）に充分留意しながらできる限りの範囲で救出活動を行う。必要があれば消火班も加わる。
- ⑫搬出班は、重要書類や物品の搬出を行う。特に、保護者との連絡がとれるようにするために、保健調査票、生徒指導票・生徒名簿等を早めに取り出す。ただし、二次災害の危険性のある場所には入らない。

教育委員会への報告

- ⑬管理職は、学校の状況を教育委員会に報告し、必要があれば支援要請を行う。電話回線が混雑している場合、電子メール等の使用も考える。

二次災害の防止対策

- ⑭二次災害（火災の発生、建物の倒壊など）を防止するため、本部役員と防火扉班（男性）・事務部（校務助手）で速やかに学校全体の安全点検を実施し、被災状況を把握するとともに応急的な処理や危険箇所の確認し、危険箇所のロープを張るなどの措置をする。
- ⑮防火扉班は危険箇所の巡回を行う。必要があれば警備班も巡回に加わる。
- ⑯火災が発生したとき、消火班はできる限り消火活動を行う。（消防車等の応援がすぐ得られない可能性が高いため）
- ⑰事務部は、電気・ガス・水道・電話等の被害状況を確認し、本部に連絡する。応急復旧に必要な機材の調達し、保管管理する。

周辺情報収集

- ⑱本部はテレビ、ラジオ、インターネット等で的確な情報把握を行う。また、生徒を下校させるための情報収集を行う。周辺の被災状況、交通機関の運行状況、通学路の安全性等を確認する。また、教育委員会等の関係機関や地域の情報から被災状況等を把握する。
- ⑲事務部は外部との連絡対応にあたる。対応記録もつけておく。

生徒帰宅等

- ⑳退避誘導班は次の点に留意する。
- ア 徒歩及び自転車通学者への対応
- ・通学路の安全を確認した上で居住地域別（出身中学校別など）に帰宅グループを編制し、安全上の留意事項を確認した後、集団下校させる。
 - ・グループ代表者は、帰宅後学校へ連絡（電話、災害用伝言ダイヤルなどを使用）させる。

イ 公共交通機関利用通学者への対応

- ・公共交通機関が運行していないときは、学校に待機させ、保護者と連絡をとり、対応を協議する。
- ・徒歩でも帰宅できる生徒については「徒歩及び自転車通学者への対応」に準ずる。
- ・公共交通機関の運行が再開したとき、安全上の留意事項を確認した後、できる限り集団で下校させる。帰宅後は、学校へ連絡させる。

ウ 保護者等が引き取りに来た時の対応

- ・「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」に記入してもらった後、引き渡す。

(様式1)

生徒引き渡し・緊急時連絡カード

生徒氏名		性別	男・女	学年・H	年 H
住所					
保護者名		続柄		電話	
緊急時の連絡先				電話	
引き取り者		本人との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日 時 分	対応教職員名			

- ②本部は、天候や余震等により現在の避難場所が適当かどうかを検討し、必要があれば避難場所を変更することも考える。その場合、学校外への移動が必要な場合、砺波市との連絡を密にすること。
- ②当日帰宅できない生徒が出た場合、保護者と会えるまで教職員で対応することを原則とする。

(2) 地震発生時の役割分担

班名	連絡組織との並	代表者等	業務内容	構成員(人数)
本部		校長	全体統括 外部情報収集 記録日誌・報告書の作成 等	防災委員会メンバー(教頭、事務部長 生徒指導主事 等)
通報联络班	(被災者管理班)	教務主任	各班との連絡調整 放送機器・情報収集機器設置 校内の被災状況把握 等	教務部・事務部 放送部顧問 (4名程度)
退避誘導班		進路指導主事	生徒及び職員の安否確認・避難誘導 負傷者の把握 生徒の下校指導及び待機生徒の掌握 等	学年主任等(4名)
消火班	(食糧物資班)	特活部長	初期消火 生徒及び教職員の救出・救命 等	特活部(5名程度)
警備班	(施設管理班)	生徒指導主事	生徒及び教職員の救出・救命 危険箇所の巡視	生徒指導部(4名程度)
搬出班		教務部副部長	非常持ち出し書類の搬出・保管	教務部(6名程度)
救護班	(救護班) (衛生班)	保健主事	医務室の確保 負傷者の保護・応急手当 関係医療機関との連携 等	保健部 図書部 (4名程度)
総務部 事務部	(情報広報班)		電気・ガス・水道・電話の被害確認 校内の建物の安全管理、危険箇所の巡視 応急復旧に必要な機材の調達と管理 外部電話対応、電話対応の記録	総務部(5名程度) 事務部

生徒の帰宅・学校残留者に対しての指導は「退避誘導班」「搬出班」が中心に行う。

各班の構成員は中心となる分掌と目安とする人数を示した。

(3) その他

① 生徒の帰宅の方法については事前に保護者と協議し、引き渡し方法を決定しておく。

原則として、負傷していない場合で、自宅が倒壊している可能性があるので、避難場所(小学校もしくは中学校)と指定してある場所へ帰す。

・砺波市内の生徒は出身小学校の避難場所へ集団下校する。

②学校で待機している生徒の氏名・住所等を確実に把握する。

③次の最低限の施設安全確認項目を確認すること。

- ・建物が傾斜していないか。
- ・建物周辺に地割れ、液状化、地盤沈下などが生じていないか。
- ・隣接する建物に倒壊の恐れはないか。
- ・外壁材にひび割れはないか。 ・内部の壁にひび割れはないか。
- ・窓ガラスが割れていないか。 ・建具が壊れていないか。
- ・照明器具は落下していないか。 ・水・ガスや危険な薬品が漏れていないか。

災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

災害時に、固定電話・携帯電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

<操作手順>

171をダイヤルします。

ガイダンスに従って、録音の場合は1を、再生の場合は2をダイヤルします。ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。

伝言を録音・再生することができます。

※ 災害用伝言ダイヤル（171）は、NTT（東西）が別に提供している「災害用伝言板（web171）」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

災害用伝言板の利用方法

携帯電話のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できます。

<伝言の登録方法>

携帯電話から災害用伝言板にアクセスします。（災害時は各社の公式サイトのトップ画面に表示されます。）

「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。（登録は被災地域内の携帯電話からのアクセスのみが可能です。）現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメントを入力します。

伝言の確認方法

災害用伝言板にアクセスします。（伝言の確認はPC等からも行うことができます。）

NTT ドコモ <http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

KDDI (au) <http://dengon.ezweb.ne.jp/>

ソフトバンク <http://dengon.softbank.ne.jp/>

「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。（確認は全国からのアクセスが可能です。）

安否を確認したい方の携帯電話番号を入力し「検索」を押します。

災害用伝言板（web171）の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話・携帯電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

<操作手順>

災害用伝言板（web171）<https://www.web171.jp/>へアクセスします。

連絡をとりたい方の固定電話・携帯電話番号を入力します。

伝言を登録・確認することができます。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできます。）

※ 災害用伝言板（web171）は、NTT（東西）が別に提供している「災害用伝言ダイヤル」と連携しているため、それぞれで登録された伝言内容を、相互に確認ができます。

参考：総務省 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html

2 登下校途中に地震が発生した場合

(1) 生徒への事前指導

- ①徒歩及び自転車通学者は、速やかに身の安全を確保し、最寄りの避難場所（学校、公園など）へ避難する。
- ②公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従って、あわてず落ち着いて行動し、最寄りの避難場所へ避難する。
- ③避難後、学校に行くか、自宅に帰るか、その場で待機しているかなど、身の安全を守る最善の方法を判断し、行動できるように指導しておく。

(2) 生徒の状況把握

- ①学校へ登校してきた（下校途中であったが学校へ戻ってきた）生徒
 - ・各学年で在校している生徒の名簿を作成する。
 - ・保護者に電話等で連絡し、引き渡し方法を協議する。
 - ・保護者と連絡がとれない生徒は、学校で待機させる。
- ②自宅に戻った生徒
 - ・電話、災害用伝言ダイヤル等を利用して、安否確認をする。
- ③通学経路の安全な場所へ避難した生徒
 - ・安否確認のできない生徒については、教職員が通学経路や付近の避難場所に出向き確認する。

(3) 登下校中の安全行動例

- ・倒壊の恐れのある建物などから離れる。
- ・鞄などで頭を覆い、安全な場所に避難する。
- ・切断された電線に触れない。
- ・河川や堤防から離れる。
- ・崖崩れの恐れのある場所から離れる。
- ・津波警報を待つことなく、海岸から離れ、高台へ避難する。

3 休日等に地震が発生した場合

(1) 地震発生時

教職員の召集

① 災害レベルに応じ、あらかじめ定められた教職員は下記の通り学校に参集する。

参集する教職員は、管理職および関係教職員（生徒指導主事、防災安全担当、施設管理等担当事務職員）の他、速やかに参集しやすい、本校の近隣に居住する教職員とする。

配備基準（地震災害レベル）	避難所支援等活動教職員数
第1非常配備（震度4）	5名
第2非常配備（震度5弱又は5強）	10名
第3非常配備（震度6以上）	10名

避難所支援等活動に必要な教職員の役割をその人数（第1非常配備／第2・3非常配備）

- ①管理者（1名／1名）
- ②施設の解錠者・施設の安全点検実施者（1名／1名）
- ③応急運営組織の立ち上げ支援員（1名／1名）
- ④連絡調整員（災害対策本部との連絡、救援物資の受け入れ調整等）（1名／2名）
- ⑤避難所の解錠者・避難者の誘導員（1名／5名）

安全確保

②日直者がいる場合は、事務室内の非常用放送設備のマイクをとり、「一斉」ボタンを押し、身の安全確保を指示する。

③出入り口を開放するなど避難口を確保して、教職員の参集を待つ。

火気始末

④事務室で火気を使用中の場合は、直ちに消火しガスの元栓を閉じる。

情報収集

⑤揺れが収まったら、事務室から確認できる範囲で情報を収集する。

・事務室から確認できる場所で、鉄塔から離れている場所を避難場所とする。（例えば自彌館前）

避難指示及び誘導

⑥情報を分析し、必要があれば事務室内非常用放送設備（使用不能の場合大声で）避難を指示する。

避難場所での対応

⑦日直者と校内残留教職員は、避難場所に集合した生徒の氏名・ホームの確認と名簿の作成、負傷者の状況確認を行う。校内に残留者がいるかどうか確認する。

⑧校内残留教職員で仮の本部を設置し、身の安全（人命重視）を考え、必要に応じた作業を分担する。組織として、代表者（統括）を置き、退避誘導・警備・救護を行う。

救護活動

⑨代表者は、生徒や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行うよう指示するとともに、教職員ができる範囲で負傷者の応急処置に当たる。

⑩学校内に閉じ込められるなど、緊急に人命救助を必要とするとき、教職員は二次災害（火災、爆発、倒壊など）に充分留意しながらできる限りの範囲で救出活動を行う。

校長への報告

⑪代表者は、学校の状況を校長（管理職）に報告する。電話回線が混雑している場合、FAX・電子メール等の使用も考える。

周辺情報収集

⑫代表者は生徒を下校させるための情報収集を行う。周辺の被災状況、交通機関の運行状況、通学路の安全性等を確認する。

⑬代表者はテレビ、ラジオ、インターネット等で的確な情報把握を行う。また、教育委員会等の関係機関や地域の情報から被災状況等を把握する。

⑭管理職が到着次第、代表者となり、これまでの状況の説明を受け、1(2)の組織を再編し、できていない作業を実施する。

生徒帰宅等

⑮生徒を下校させる場合は、

ア 徒歩及び自転車通学者への対応

- ・通学路の安全を確認した上で居住地域別（出身中学校別など）に帰宅グループを編制し、安全上の留意事項を確認した後、集団下校させる。
- ・グループ代表者は、帰宅後学校へ連絡（電話、災害用伝言ダイヤルなどを使用）させる。

イ 公共交通機関利用通学者への対応

- ・公共交通機関が運行していないときは、学校に待機させ、保護者と連絡をとり、対応を協議する。
- ・徒歩でも帰宅できる生徒については「徒歩及び自転車通学者への対応」に準ずる。
- ・公共交通機関の運行が再開したとき、安全上の留意事項を確認した後、できる限り集団で下校させる。帰宅後は、学校へ連絡させる。

ウ 保護者等が引き取りに来た時の対応

- ・「生徒引き渡し・緊急時連絡カード」に記入してもらった後、引き渡す。

⑯天候や余震等により現在の避難場所が適当かどうかを検討し、必要があれば避難場所を変更することも考える。その場合、学校外への移動が必要な場合、砺波市との連絡を密にすること。

⑰当日帰宅できない生徒が出た場合、保護者と会えるまで教職員で対応することを原則とする。

3 事故発生時の対応マニュアル

1 基本的な方針

- (1)生徒の安全確保、生命維持を最優先する。
- (2)冷静で的確な判断と対応。
- (3)迅速で正確な連絡、報告。

2 生徒在校中に事故が起きた場合の対応

事故の発生



【発見者】

- ・保健室、職員室に連絡する（近くの人物を利用する）
- ・発生した事態、状況の把握
- ・傷病者の症状・状態の確認（意識・呼吸・出血等）



【養護教諭】

- ア 応急手当を行う。
 - イ 担任、学年主任、管理職に連絡する。
 - ウ 医療機関に連絡し、タクシーで移送する。
 - エ 移送困難または重傷の場合は救急車を呼ぶ。
 - オ 医療機関へは、養護教諭または担任または発見者が同伴する。
- ※ウ・エについて、状況によって他の教員が代わることもある。

【ホーム担任・学年主任】

- ア 事故発生の連絡を受けた場合、正確な情報を保護者、教頭に連絡する。
- イ 保護者に搬送先を確認し、医療機関に来てもらう。
- ウ 現場にいた生徒の動揺をしのめるよう配慮する。
- エ 医療機関に移送した場合、医師の指示や保護者の対応を報告する。



【教頭】

状況の全容を把握し、校長に報告する。

校長



3 応急処置を実施する際の留意点

突然倒れた場合は「119」に通報し、救急車が到着するまでの間、必要に応じて心肺蘇生を行う。教職員は一人で対応せず、できる限り応援を呼んで複数で対応する。

- (1) 生徒の生命に関わる緊急事態については、救命処置を最優先し、管理職へは事後報告でよい。
- (2) 教職員は事故の状況に動転せず、落ち着いて対応する。また周囲に他の生徒がいた場合は現場から遠ざけて見せないようにするなど、ショックを与えないように配慮する。
- (3) 応急処置を優先しつつ、事故や急病の状況、発生後の対応等を、後で整理して記録に残す。応援に駆けつけた教職員がいる場合は、メモをとるように依頼する。



4 熱中症への対応

(1) 熱中症とは

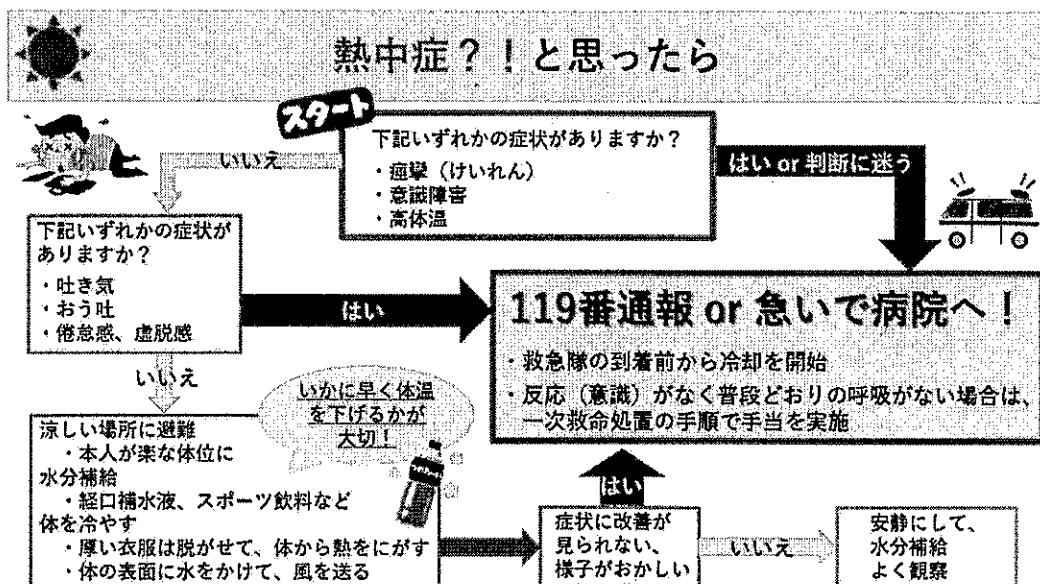
- ・熱中症は「暑熱環境にさらされた」状況下での様々な体調不良の総称です。軽症の場合には「立ちくらみ」や「こむら返り」など、重症になると「全身の倦怠感」、「脱力」、「意識障害」などの症状が現れ、最悪の場合は死亡することもあります。
- ・熱中症は、暑い時期にだけ発生すると考えられがちですが、スポーツなど、体を動かしている時には体(筋肉)が熱を発するため、熱中症の危険がより高まります。体が暑さに慣れていない時期(夏の初め頃や梅雨の合間など)に急に暑くなった日や、湿度が高く風の弱い蒸し暑い日にスポーツをすると、気温があまり高くなくても熱中症にかかる危険性があります。

(2) 暑さ指数(WBGT)について

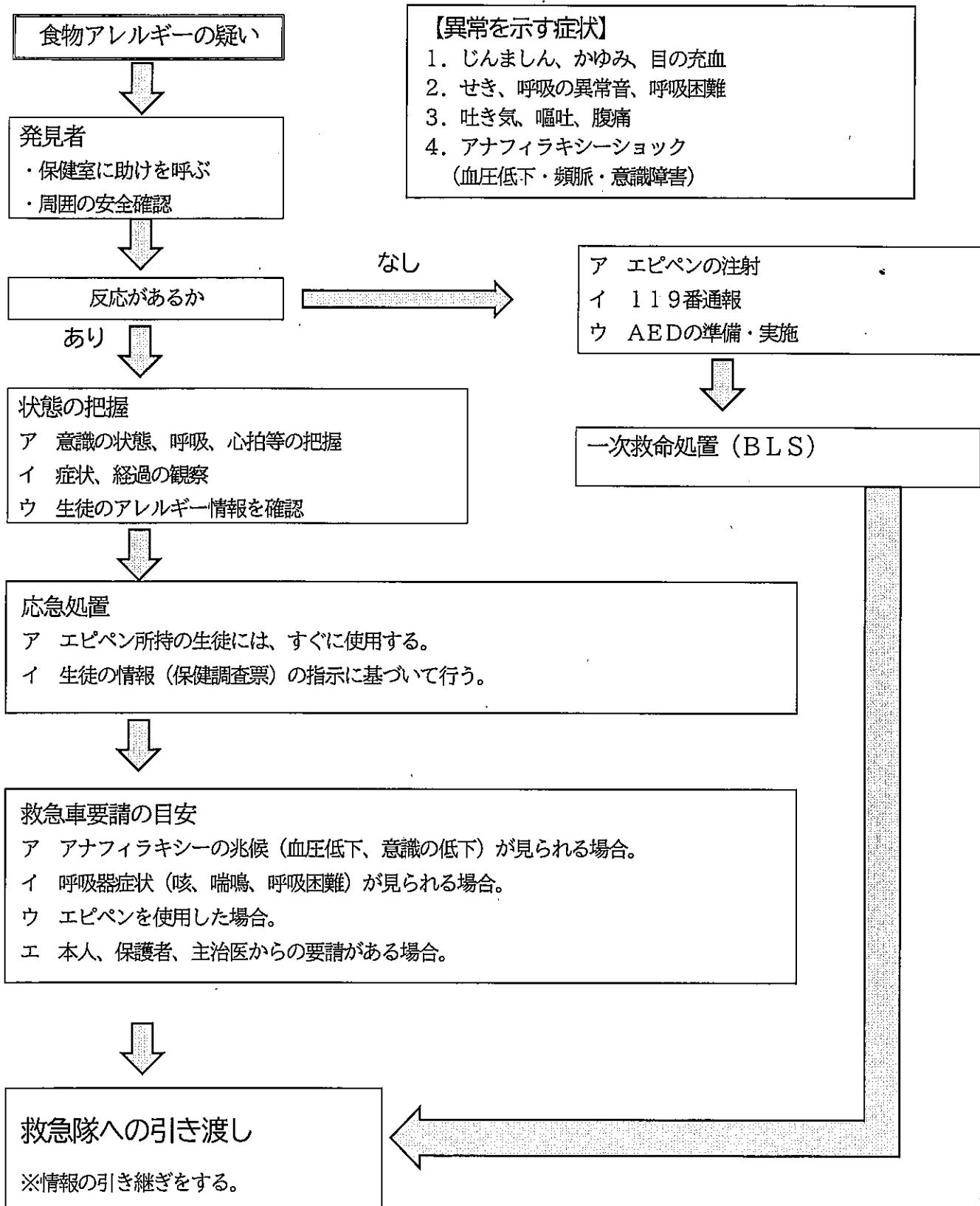
熱中症の危険度を判断する環境条件の指標に暑さ指数(WBGT: Wet Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度)があります。暑さ指数(WBGT)は、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は、気温と同じ°Cを用います。暑さ指数(WBGT)は、運動環境や労働環境の指針として有効であると認められ、多くの学校において屋外での体育の授業の実施や休み時間の外遊び、部活動の実施の目安として用いられています。

「熱中症警戒アラート」が発令された場合は、Google Workspace等で伝達します。部活動、その他の活動において、水分補給やこまめな休憩などを徹底し、熱中症の防止につとめなければなりません。教職員の付き添いが困難な場合は、活動を控えるようにしてください。

熱中症警戒アラート 発表基準			
暑さ指数(WBGT)	注意すべき生活活動の質	日常生活における注意事項	熱中症アラート発表基準
33以上 熱中症警戒アラート発表			
都県内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が33を越える場合に発表	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては更衣状態でも発生する危険性が大きい。外はなるべく涼い、涼しい室内に移動する。	原則は運動中止
31以上	すべての生活活動でおこる危険性	外はなるべく涼い、涼しい室内に移動する。	外出時は炎天下を避け、室内では涼室の上昇に注意する。
31~28	31~28	外出時は炎天下を避け、涼しい室内に移動する。	監視(あるいは定期巡回)
28~25	中度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	監視(定期巡回)
25~21	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や運動指導には発生する危険性がある。	注意(運動時のみ)



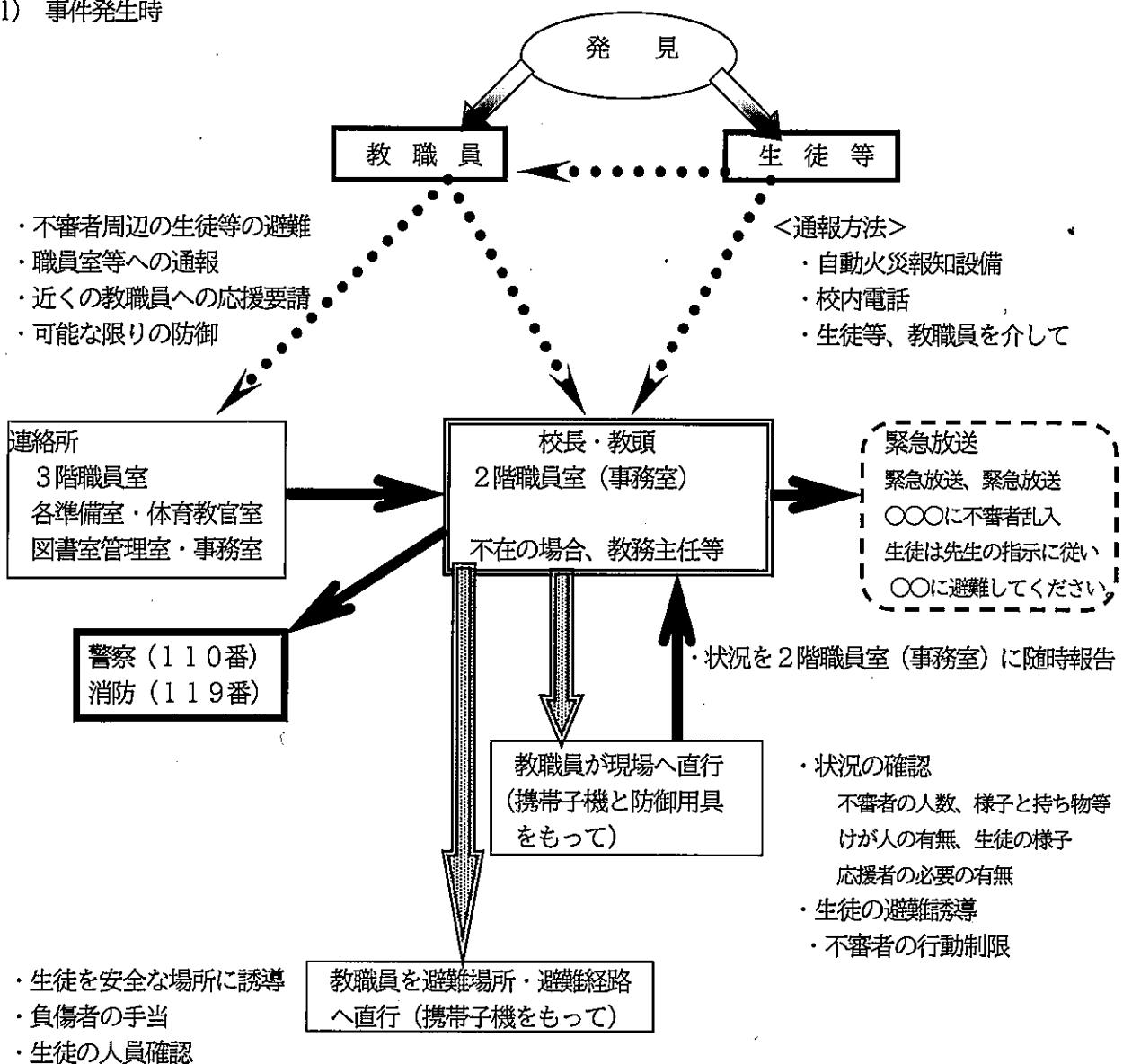
5 食物アレルギーの対応



4 不審者への対応マニュアル

1 学校へ刃物等の凶器を持った者が乱入した場合の対応

(1) 事件発生時



(2) 事件発生の役割分担

校長・教頭（事務部長）	陣頭指揮 教育委員会へ緊急通報
教務主任	警察、消防署への連絡、校内緊急放送
学年主任・担任	避難誘導、避難場所での人員確認
生徒指導主事・生徒指導部 その他の教諭	不審者への対処、状況の確認 避難誘導
保健主事・養護教諭	応急処置、救急車への同乗
事務職員等	外部から電話対応、緊急車両誘導

(3) 不審者確保、事件終了直後の役割分担

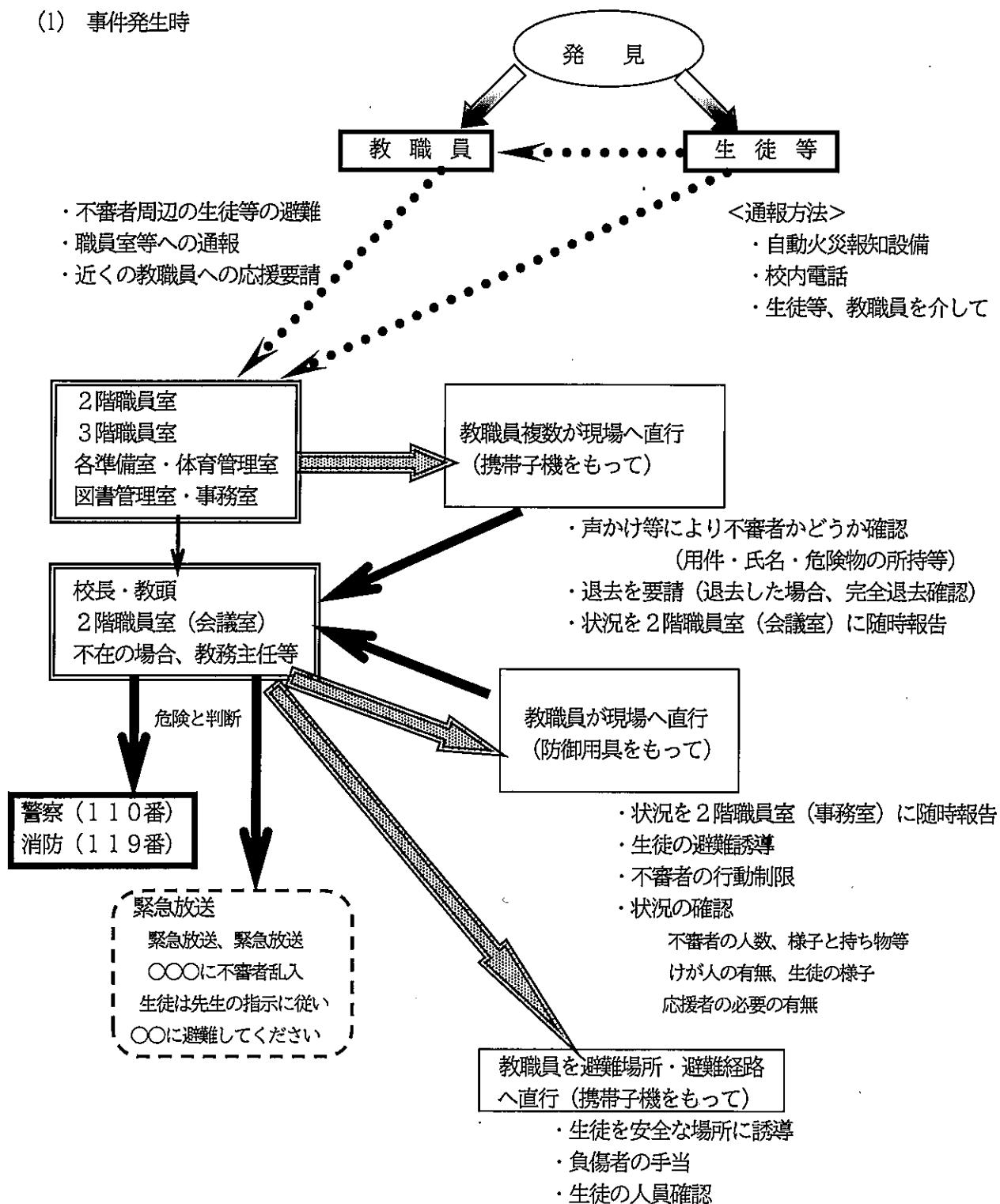
校長・教頭（事務部長）	警察、報道機関への対応 教育委員会への報告
教務主任	校内放送による指示 生徒の状況把握
学年主任・担任	生徒の状況確認、負傷生徒や精神不安定生徒の保護者への連絡と引き渡し
生徒指導主事・生徒指導部	現場保持 事件経過報告書の作成
総務部	P T A、同窓会の関係者への連絡と電話対応
保健主事・養護教諭	負傷生徒や精神不安定生徒への対処 医療機関との連絡調整
上記以外の教員	生徒の対応 現場保持
事務職員等	外部から電話対応、電話対応の記録

(4) 事件後の対応

- ・速やかに教育委員会と協議のうえ、保護者会を開き説明を行う。
- ・事件の経緯やその後の学校の方針を示す。
- ・必要に応じて、警察、保護者及び地域との連携要請、カウンセラーの配置等を検討する。
- ・管理職や学年で被害生徒等の家庭訪問や保護者との連絡を密にし、生徒及び保護者的心のケアへの対策を検討する。
- ・学校安全委員会を招集し、事件の総括と今後とるべき内容について検討し、実施に移す。

2 不審者が学校内に侵入した場合

(1) 事件発生時



(2) 注意事項

- ① 事件発生の役割分担は「凶器を持った者が乱入した場合」と同様である。
- ② 緊急事態発生の場合の事件後の対応は「凶器を持った者が乱入した場合」と同様である。

3 学校外から不審者情報が入った場合の対応

(1) 情報を入手

- ・ 誰からの情報提供であるか確認する。
- ・ 内容を記録する。内容が不明瞭な場合は、確認をする。

(2) 情報の確認

- ・ 警察、教育事務所以外からの情報については、警察に真偽を確認するとともに、正しい情報の詳細を確認する。

(3) 学校の対応

① 課業中

- ・ 校長等への連絡し、関係職員を召集する。
- ・ さらに情報収集を行う。学校近郊の場合、複数教職員が現場を確認し、学校へ連絡をとる。その場合、速い対応が要求されるため、携帯電話等で連絡を取り合う。
- ・ 状況が緊迫している場合、教職員全員を召集し、現在の状況を伝え、今後の方針を徹底させる。
- ・ 生徒へ下校指導を行う。時には、生徒の身体安全の為、教職員が通学路の安全確保にあたる。
- ・ 学年主任や担任は必要があれば保護者へ連絡をとり、生徒の安全を確保する。
- ・ 場合によっては、警察への巡回を要請する。

② 休業日

- ・ 情報を確認後、管理職へ連絡する。
- ・ 登校生徒へ校内放送で、下校について注意を促す。時には、保護者の協力を得る。
- ・ 必要があれば、生徒玄関を施錠する。

(4) 以後の対応

- ・ 担当者が不審者情報の報告書を作成する。
- ・ 学校安全委員会を招集し、対応の総括と今後とるべき内容について検討し、実施に移す。

4 不審者侵入防止の3段階のチェック体制

段階	具体的な方策
A 校門	来訪者案内版（関係者以外立入禁止の掲示）
B 校門から校舎への入り口まで	正面玄関、生徒玄関、部室前の3か所に防犯カメラを設置し、モニターで確認
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認 名札の着用

5 洪水警報発令に係る対応マニュアル

1 生徒在校中に避難勧告が発令された場合の対応

安全確保

- ①警報が発令されたことを全校放送により連絡する。
- ②2・3年生は各自のクラスに戻り、1年生は2、3階の特別教室（美術室、物理室、生物室、書道室、音楽室）に避難する。

生徒帰宅等

- ①地震のときの生徒帰宅等と同様（P 6～）
- ②校長の判断により、授業時間を繰り上げ下校することがある。
(繰り上げ下校になった場合は安全メール等で家庭へ連絡する)

2 在宅中に避難勧告が発令された場合

- ①自宅待機
- ②警報が解除された場合は、安全に注意して登校する。

6 野生動物被害（クマ等）対応マニュアル

1 侵入防止

- ①校庭や校舎周辺の環境を整備し、野生動物が侵入しにくい環境を作る。生ゴミの適切な処理を行う。
- ②果樹などの野生動物が好む植物を植えない。
- ③フェンスやネットを設置する。

2 遭遇時の対応

- ①野生動物を見かけたら、近づいたりせず、静かに後ずさりして距離を取る。
- ②大声で叫んだり、走ったりしない。
- ③熊鈴や防護柵などの防護装備を活用する。
- ④緊急時の連絡先を周知徹底する。

※野生動物被害が発生した場合は、速やかに警察、消防署、市区町村役場に連絡する。

7 Jアラート等を通じた緊急情報発信時の対応

1 Jアラート等を通じた緊急情報が発信された場合

緊急情報の内容を聞き、落ち着いて直ちに次の行動をとる。

【屋外にいる場合】

- ・近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

【自動車の車内にいる場合】

- ・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を停めて建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中や地下に避難する。周囲に避難できる建物や地下等がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。

2 ミサイルが落下した場合

近くにミサイルが落下した場合、以下のとおりの行動をとる。

【屋外にいる場合】

- ・口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。

【屋内にいる場合】

- ・換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

【情報収集】

- ・弾道の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

【落下物について】

- ・落下物に有害な燃料が付着している場合も考えられるため、不用意に近づかない。
- 速やかに警察、消防又は海上保安庁に連絡する。

3 臨時休業（自宅待機）について

- ・ミサイルが「領土・領海」外に落下した場合は、通常教育活動を行う。
- 登校途中にJアラート等が発信された場合、安全確認後、登校する。
- ・ミサイルが日本の「領土・領海」に落下した場合、学校は、臨時休業（自宅待機）とする。
- 登校中の生徒は、情報収集し、安全な場所（自宅・学校等）に移動する。

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る状況別対応表

1 Jアラート等が発信された場合（初動対応）

児童生徒	
登校前	①Jアラートの内容を聞き、避難行動 ②情報収集 ③自宅待機
登下校時	①Jアラートの内容を聞き、避難行動
在校時	②情報収集
校外活動時	

2 Jアラート等発信後のミサイル状況別対応について

ミサイルの状況	「領土・領海」外に落下	「領土・領海」に落下	
	中部・関東地域を通過	中部・関東地域に落下	中部・関東地域以外に落下
Jアラートの発信状況	Jアラート発信あり (交通機関の運転見合わせ等が見込まれる)		初発のJアラート発信なし 領土・領海落下後、 Jアラート発信あり
臨時休業等の判断	自宅待機から繰り下げ登校 〔 安全確認がとれない場合、 臨時休業の措置をとる場合あり 〕	臨時休業（児童生徒は自宅待機） 〔 継続・解除は、県教育委員会が 判断し、各学校に連絡 〕	
登校前	児童生徒は ①自宅待機 ②情報収集 ③安全確認後、繰り下げ登校	児童生徒は ①臨時休業のため自宅待機 (②学校に安否連絡)	
登下校時	(登校時) 児童生徒は ①情報収集 ②安全確認後、繰り下げ登校 (下校時) 児童生徒は ①情報収集 ②安全確認後、下校	学校にいる児童生徒に対して ①学校で保護 ②情報収集 ③保護者へ安否連絡 ④安全確認後、緊急下校など安全措置 (保護者送迎) 学校にいない児童生徒に対して ①安否確認 ②情報収集 ③安全な場所へ移動（指示）（自宅・学校） ④保護者へ安否連絡	
在校時	児童生徒に対して ①情報収集 ②安全確認後、教育活動再開	児童生徒に対して ①学校で保護 ②情報収集 ③保護者へ安否連絡 ④安全確認後、緊急下校など安全措置 (保護者送迎)	
校外活動	同上	同上 (安全な場所で保護、自校・保護者へ連絡)	

【留意事項】 ●原則、ミサイルへの対応はその都度行う。

- 上記対応以外でも学校の実情や状況により、学校長の判断で必要な措置をとる。
- 県の「緊急対処事態対策本部」と連携し、緊急に安全措置が必要な場合は、県教育委員会から各学校に連絡する。
- 授業の再開を児童生徒へ連絡する方法については事前に周知しておく。

8 砧波市地域防災計画での本校の位置づけと避難所協力

1 砧波市地域防災計画内の本校に関わる部分

(1) 指定緊急避難場所

出町地区では、避難場所は出町小学校グラウンド、出町中学校グラウンド・砺波市陸上競技場・砺波チユーリップ公園等が指定されている。

(2) 指定避難場所

災害に対し安全な建物で給食施設を有するもの又は給食ができる場所として、出町地区では本校が避難施設となっている。

2 指定避難場所としての役割

(1) 初動期（避難所の開設）

地震発生直後（水害等を含む）の避難所の開設については、市職員及び自主防災組織又は自治会役員が実施することとなっているが、十分な体制が整っていないことが予想され、学校及び教職員が開設及び運営にあたるようになることを想定しておく必要がある。

このような状況では、あらゆる問題に対して即断即決が要求されるため、校長が判断し、教頭以下が具体的な対応に当たる。

施設の安全確認

施設の状況に不安がある場合は、市災害対策本部へ連絡し、応急危険度判定士に判定をしてもらい、

危険な場合は市災害対策本部へ連絡のうえ、避難者を他の避難所への誘導を要請する。

避難所利用区域の設定

学校は教育施設であることから、早期に教育機能を回復することが必要であり、利用区域を設定する。（「9. 学校施設の避難所開放区域」を参照）

利用区域は破損物等の片づけ等を行い、避難者の受け入れスペースを確保するとともに、通信機器、放送機器等の設備の使用可否を点検しておく。

立入禁止区域については、ロープや看板等により明らかにする。

また、生徒及び避難者の安全確保、緊急車両の乗り入れ、ヘリポートとしての使用等に備え得るため、学校内への避難者の自家用車の乗り入れを禁止する。

・避難者の受け入れを避けるべき部屋

校長室 事務室 職員室 保健室 放送室 理科等の特別教室

生徒への配慮

- ・建物が一部崩壊して収容できる建物が少ない場合は、生徒を建物内へ収容し、避難者はグラウンド等に誘導する。
- ・担任は生徒の対応にあたり、その他の教職員で避難者の対応にあたる。

避難者の受け入れ・誘導

①避難者を校舎外のグラウンド等に誘導し、ハンドマイク・ホイッスル等を利用し、立入禁止区域

等の避難所としての当面のルールを説明する。

- ②簡易な避難者名簿に記入をしてもらい、できるだけ居住地域ごとに避難場所の区画を指定する。
※各種の配給等は避難者数を基礎とすることや防災期間との連絡調整のため、できるだけ早期に避難者の人数、氏名、住所、負傷者数、避難区域（使用部屋）等を把握する。コンピュータ等を使える場合は整理して保存する。
- ③学校の収容可能人数を超えた場合、市災害対策本部に連絡をとり、他の避難場所へ誘導を要請する。
- ④数日してから避難してくることもあるので、受付窓口を看板等により明示する。

開設の連絡

開設を終えたら、市災害対策本部及び県教育委員会へ報告する。

傷病者等への対応

- ①避難者の中に医師がいるかどうかを確認し、傷病者の対応を依頼する。
- ②軽傷者については、養護教諭等において応急手当をする。
- ③医師がいない場合や負傷者が多く対応できない場合は市災害対策本部へ医師の手配を要請する。

(2) 展開期（地震発生後2日目程度～）

学校機能回復のためには、避難者と協力し、円滑な運営を行っていくことが重要である。

避難所自治組織の確立

- ①各町内会、消防団員、自主防災リーダー等の代表者による避難所運営委員会を形成し、運営委員長を選任する。最終的には、市との連絡や避難所の運営を避難者に委ねることとする。ただし、代表者の会議には施設管理者として学校の管理職等が出席し、連携を図る。
- ②運営委員会の下に、次のような各業務を行うための組織をつくる。ただし、自治組織が編制されるまでは（ ）内の校内組織で対応する。

避難所運営組織	役割	学校組織
総務班	災害対策本部との連絡調整	(総務部)
情報広報班	避難者情報・災害情報等の収集・発信、管理	(事務部)
被災者管理班	避難者名簿の作成、情報の管理	(教務部)
施設管理班	避難所管理、防火・防犯対策	(生徒指導部)
食糧物資班	食糧物資の調達・配布、管理	(特活部)
救護班	負傷者・災害弱者への対応	(保健部)
衛生班	トイレ・ゴミ対応、ペット対応等	(図書部)

- ③運営委員会において、新たに避難所生活における基本ルールを取り決める。また、避難区域（教室等）についても、各人の生活の場として定着する前に、必要に応じて再配置する。
- ④代表者による会議、打ち合わせを毎日行い、学校側からの連絡や当番の割り当て等、避難所の運営について協議して決める。

避難者への連絡体制

- ・情報は使用可能であれば校内放送によるが、使用不能であればハンドマイクにより周知する。

特に高齢者、障害者には個別に連絡するなど、連絡漏れのないよう配慮する。

- ・情報伝達のための掲示場所を設ける。また、時系列に掲示できるように配慮する。
- ・運営委員会が結成された場合、組織の代表者を通じて連絡の徹底を図る。

外部からの安否対応

問い合わせには、次の点に留意する。

- ・在所しているかどうかのみを名簿から検索して回答する。
- ・かかってきた電話を取り次ぐことはせず、親類等からの伝言があればメモを掲示する。
- ・避難者から親類等への連絡は、別途避難者個人で対応することにし、学校の防災用の電話は使わせない。

物資の配給体制

- ・災害から数日の間は、充分な食糧が配給されない可能性があるため、市災害対策本部と連絡をとり、備蓄食糧等手元にある食糧の計画的な配布に留意する。
- ・運営委員会で配布方法等についてよく話し合い、避難者へ状況を説明して理解を得るようにする。
- ・寝具、防寒具等は、高齢者、幼児、病人等の災害時要援護者へ優先して配布する。
- ・物資の配布については、生徒も避難者と平等に取り扱う。
- ・生活物資で不足するものを速やかに把握し、市と連絡をとる。また、近隣の避難所との連携も考慮する。

ボランティアの受け入れ

直接やってきたボランティアについては、原則として地域ボランティア支援本部で受付をもらう。

教職員の健康管理

教職員も被災者でありながら、避難所の運営や教育活動の正常化に心血を注ぎ、精神的疲労も大きいため、管理職は充分教職員の健康管理には留意する。体調を崩した場合には速やかに他の教職員が応援できるようにする。

9 緊急通報・緊急連絡先

1 緊急通報の要点

- (1)学校名 富山県立砺波高等学校
 (2)住所 砧波市東幸町3-36
 (3)電話番号 0763-32-2447
 (4)連絡者氏名 ○○ △△
 (5)概要説明 「いつ」「どこで」「何があった」「どうなっている」(被害の状況)

2 緊急連絡先

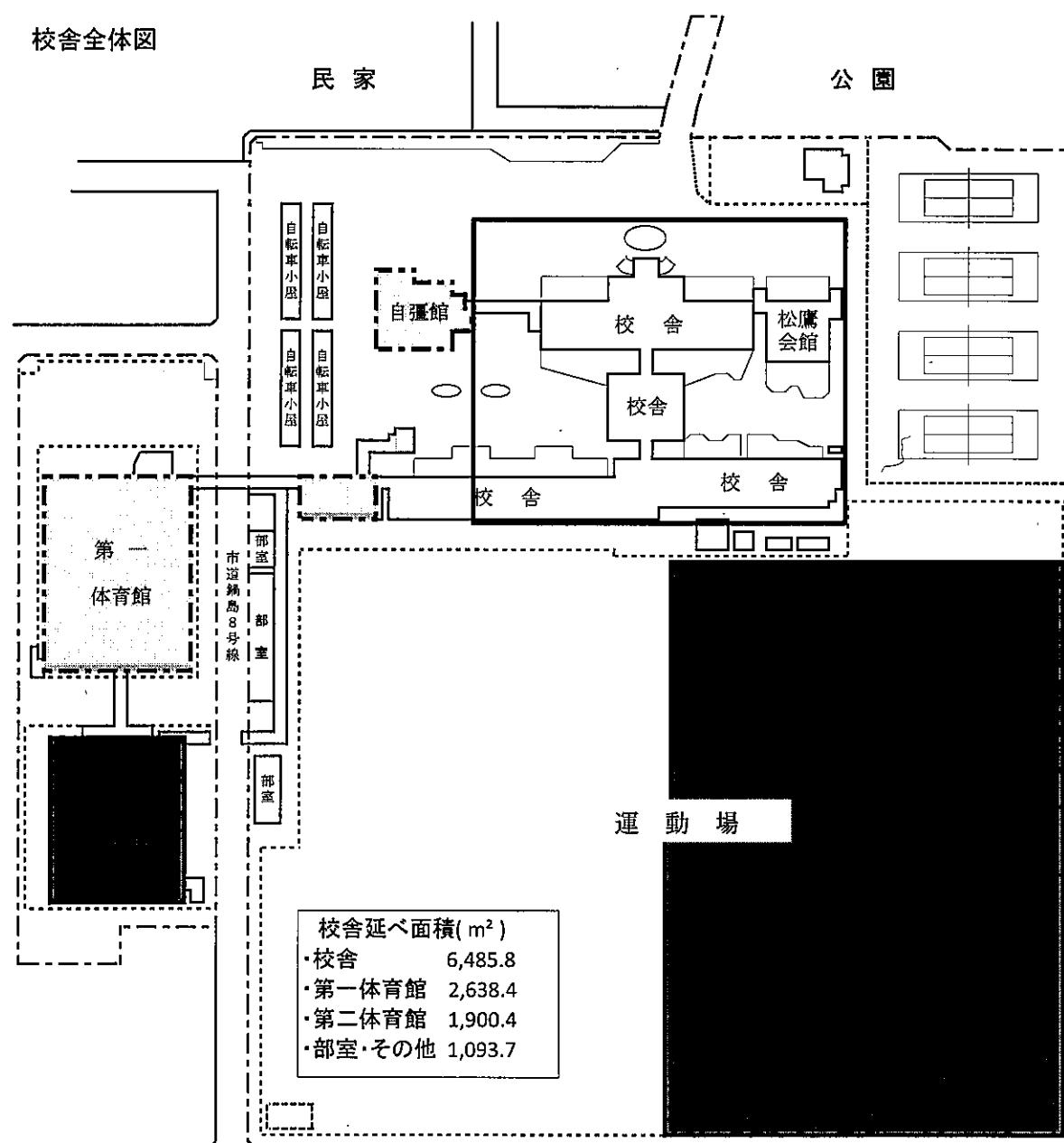
機関名・氏名	電話番号	備考(携帯電話番号)
砺波警察署(緊急時110番)	0763-32-0110	
砺波消防署(緊急時119番)	0763-33-0119	
砺波市役所 総務課 防災・危機管理班	0763-33-1111	
北陸総合警備保障会社 高岡支社	0766-21-2112	
富山県教育委員会 保健体育課 食育安全班	076-444-3444	
富山県教育委員会 小中学校課 児童育成係	076-444-3452	
富山県教育委員会 県立学校課 高校教育係	076-444-3450	
富山県教育委員会 西部教育事務所	0766-26-8491	
砺波市立砺波総合病院	0763-32-3320	
学校医(内科) 金井 正信	0763-32-8903	
学校医(眼科) 山下 泉	0763-33-5353 (桐沢医院内)	
学校医(耳鼻科) 坂下 英雄	0763-32-8775	
学校医(歯科) 田守 徳樹	0763-34-7108	
学校薬剤師 新山 雅夫	0763-22-3244	
校長 中村 謙作	0763-32-5185	090-8264-0812
教頭 大野 宏樹	0766-24-9191	090-8960-9088
教頭 中野 静香	0766-82-4663	090-1635-4657
事務部長 道海 寿仁	0763-55-1640	090-4328-7308
PTA会長 大峯 静佳		080-2955-2062

10 学校施設の避難所開放区域

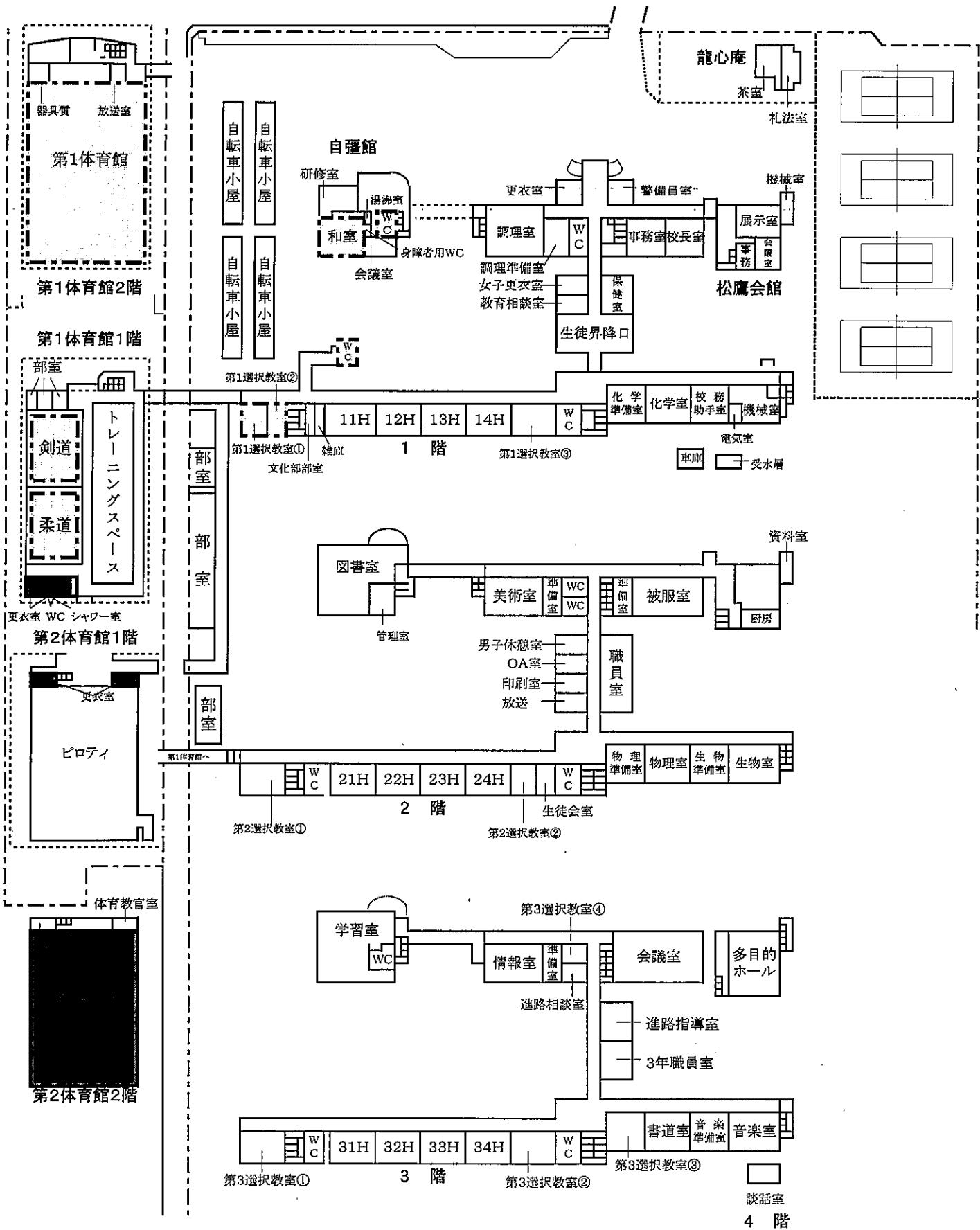
- 第一次開放区域(避難所利用開始直後に開放)
- 第二次開放区域(避難者が増えた場合に開放)
- 立入禁止区域(教育活動専用スペース)

- ・第一開放区域は第二体育館とグラウンド
- ・第二開放区域は第一体育館、自彌館(選択1教室等)とする。
- ・自彌館には和室あり。
- ・体育館、自彌館の解錠は学校で行う。

校舎全体図



各階平面図



(資料)

生徒引き渡し・緊急時連絡カード

生徒氏名		性別	男・女	学年・H	年 H
住所					
保護者名		続柄		電話	
緊急時の連絡先				電話	
引き取り者		本人との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日 時 分	対応教職員名			

生徒引き渡し・緊急時連絡カード

生徒氏名		性別	男・女	学年・H	年 H
住所					
保護者名		続柄		電話	
緊急時の連絡先				電話	
引き取り者		本人との関係			
避難場所					
引き渡し日時	月 日 時 分	対応教職員名			

(様式2)

(表面)

避難者カード		記入日	年	月	日	No.
氏名		年齢				
住所		性別 男・女 (該当者は○) 世帯主				

(裏面)

特記事項（介助など配慮事項等）	入所日
	月 日
	退所日
月 日	
※	

避難所名

No.

避 難 者 世 帯 票

1	世帯代表者氏名							住所		
	入所年月日・時間		年 月 日 : 頃							
2	ふりがな ----- 氏名	避難状態 ア 避難所 イ テント ウ 車 エ 帰宅困難者 オ その他	年齢	性別	続柄	要援護者	連絡先	所属自治会	自治会 区 組	
				男・女	本人			家屋の被害 状況	全壊・半壊・一部 損壊 断水・停電・ガス停止 電話不通	
				男・女						
				男・女						
				男・女						
				男・女						
				男・女						
				男・女						
				男・女						
この避難所に避難した方のみ記入してください。										
3	ご家族に、入れ歯、めがねの不備、病気等特別な配慮を必要とする方など、注意点があれば記入									
4	特技や資格をお持ちの方	氏名	内容							
5	他からの問合せに住所、氏名を公表してもいいですか？							よい	・	よくない
6	退所年月日	年 月 日					登録			
	転出先住所						退所			
	連絡先						在宅			
						備考				

※家族ごとに記載願います。

避難者名簿(避難者／地域の被災者／帰宅困難者)

避難所名

番号	世帯票番号	氏名	年齢	性別	世帯主	住所	特記事項	入所日	退所日	転居先
(例) 1	砾波 華	75	男・女	○	○○市△△町1-2-3	移動に補助が必要	3.12	3.21	自宅	
1			男・女							
2			男・女							
3			男・女							
4			男・女							
5			男・女							
6			男・女							
7			男・女							
8			男・女							
9			男・女							
10			男・女							

避難所開設状況報告書(初動期用)

開設日時	年 月 日	避難種 類	準備・勧告・指示・自主 防護	閉鎖日	年 月 日	
第1報(収集直後)						
送信者名	送信者名					第2報(3時間後)
報告日時	年 月 日	報告日時	年 月 日			
受信手段	防災無線・FAX・電話・伝令・その他	受信手段	防災無線・FAX・電話・伝令・その他			
受信先番号		受信先番号				
人数	約 人	人数	約 人			
世帯	約 世帯	世帯	約 世帯			
周辺状況	建物安全確認 人名救助 延焼	未実施 不要・必要(約 人) なし・延焼中(約 件) 土砂崩れ	安全・要注意 人名救助 延焼	建物安全確認 人名救助 延焼	未実施・安全 不要・必要(約 人) なし・延焼中(約 件) 土砂崩れ	
ライフライン	未発見・あり・警戒中	大火の危険	未発見・あり・警戒中	未発見・あり・警戒中	大火の危険	
道路状況	断水・停電・ガス停止・電話不通	ライフライン	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通		
建物倒壊	通行可・渋滞・通行不可	道路状況	通行可・渋滞・通行不可	通行可・渋滞・通行不可		
	ほとんどない・あり(約 件) ※第1報については、確認できただけでよい。	建物倒壊	ほとんどのない・あり(約 件) 緊急を要する事項(具体的箇条書き)	ほとんどのない・あり(約 件) 緊急を要する事項(具体的箇条書き)		
				建物安全確認で危険と判定されたときの対応措置	建物安全確認で危険と判定されたときの対応措置	
収集した 地区対策本部		参集した 地区対策本部		参集した 地区対策本部		
参集した 施設管理者		施設管理者		施設管理者		

避難所開設状況報告書

報告日時	年月日()午前・午後 時分			
学校名		報告者氏名		
緊急連絡先		連絡先氏名		
報告事項				
1 避難所開放区域				
開放区域名	特記事項(主な被害状況等)			
第2体育館				
2 避難所に係る設備				
設備名	使用可能状況	特記事項(主な被害状況等)		
トイレ	1 可 · 2 不可			
水道	1 可 · 2 不可			
電気	1 可 · 2 不可			
ガス	1 可 · 2 不可			
電話	1 可 · 2 不可			
FAX	1 可 · 2 不可			
放送設備	1 可 · 2 不可			
3 避難者の状況				
現在の避難者	男 名	女 名		
約 名 (内訳)	小学生以下 名	・小学生 名	・中学生 名	・大人 名
	〔乳児 名 ・外国人 名〕	・要介護者 名	・身体障害者 名	〕名
報告先	TEL	FAX		